

**European Data Union Strategy**  
および**Digital Omnibus**  
による欧州のデータ戦略・法制の更新

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業  
弁護士・ニューヨーク州弁護士 石川智也

# 欧州データ連合戦略と Digital Omnibus 法案

- 2025年11月19日、**欧州データ連合戦略**、2つの**Digital Omnibus**法案が公表される
- 欧州データ連合戦略([link](#))：3つの課題と解決のための優先分野
  - データが乏しい：AIのためのデータへのアクセスのスケールアップ
  - **規制が複雑である：データ共有を容易にするためのデータ法制の合理化**
  - 高価値データへのアクセスが国際競争に晒されている：国際的なデータフローにおけるEUのグローバルのポジション強化
- Digital Omnibus([link](#))
  - **Data Act⇒One Data Act：非個人データ流通規則、オープンデータ指令、データガバナンス法を廃止する一方で、一部簡素化を伴いつつデータ法に統合**
  - GDPRとePrivacy指令の改正
  - セキュリティ法令における報告窓口の一本化
  - P2B規則を廃止
- Digital Omnibus on AI ([link](#))
- 参考資料
  - Staff Working Document (**SWD**)([link](#))：各論点につき、解決すべき問題とチャンス分析、簡素化の方法と影響、試算から成る
  - 委託調査研究 ([link](#))：非個人データ流通規則、オープンデータ指令及びデータガバナンス法の評価を支援するもの

# 欧州データ連合戦略

- AIのためのデータへのアクセスのスケールアップに関する施策
  - 共通データスペースのスケールアップ
  - データラボの創設
  - Cloud and AI Development Act の提案(2026年第1四半期予定)
  - 戦略的なデータ資産の構築(公的分野、科学、文化、少数言語)
  - その他の促進技術：合成データ、データプーリング、標準規格
- データ共有を容易にするためのデータ法制の合理化
- 国際的なデータフローにおけるEUのグローバルでのポジションの強化(機微な非個人データの越境移転・セーフガード等)

# Digital Omnibus法案に続く、第二段階としてのDigital Fitness Check

- デジタルオムニバス法案は、一連のデジタル規制の簡素化の検討の第一段階に過ぎない旨が明確にされており、データの共有・二次利用、個人データの処理、AIシステム・モデルの訓練において法的確実性と機会を創出し、活気あるビジネス環境の機会を促進するためのものであって、**本質的に技術的なものであり、規制枠組みを調整することが目的**とされる
- デジタル規制の「ストレステスト」に向けた第二段階として、2026年3月11日までの予定で**Digital Fitness Check**という新たなエビデンス提供の呼びかけを開始
- 他のデジタル規制についても、第二次フォン・デア・ライエン政権の任期(2024年冬からの5年間)の後半において更なる立法提案が必要でないかを検討するとされる

# Data ActからOne Data Actへ(各論)： 非個人データ流通規則

- Free Flow of Non-Personal Data Regulation (FFDR)([link](#))
  - 全9条から成り、2019年5月28日適用開始
  - 非個人データの域内自由流通、データポータビリティに関する自主行動規範の作成等を内容とする
- 解決すべき問題とチャンスの分析
  - 知られておらず、使われていない(SWD8-9頁)
  - データ法の下でのクラウドスイッチングの促進に係る規程(データ法第6章)の導入により、時代遅れに(SWD9頁)
- 簡素化の方法と影響
  - **非個人データの自由流通のルールは存続させつつ、時代遅れとなったその他の条項を廃止**(SWD9頁、前文(19))。クラウドスイッチングに係る規律がデータ法に一本化され、ビジネス実施の自由度が高まる(SWD10頁)
  - FFDR4条1項の内容(データローカライゼーションの禁止)が、Chapter VIIb・32h条に規定される
  - その他には、2条3項第2文、3条5項(データローカライゼーションの要件に関する定義)が統合
- その他
  - データローカライゼーションに際して考慮されるpublic securityの概念について明確化(前文(20))
  - **FFDR8条3項に基づき策定された、FFDRに関するガイダンス(個人データと非個人データのmixed data setの取扱い等について規定)([link](#))は存続する?**

# Data ActからOne Data Actへ(各論)： 公的セクタ等の保有するデータの二次利用

- 2つの異なるルールから成る
  - Open Data Directive (ODD)：公的機関が二次利用のために情報を共有するルールを定める。但し、第三者の知的財産権の対象である等、保護されたデータは適用スコープ外
  - Data Governance Act (DGA)第2章：保護されたデータを共有すると決定した場合のルールを定める
- 解決すべき問題とチャンス分析(SWD11-13頁)
  - 両者の関係が必ずしも明確でない。**前者は文書が対象である一方で、後者は保護されたデータのみ(かつ、非デジタルデータは含まない)が対象である**
  - 保護されたデータをもっと共有すべきという声がある
  - 中小事業者は、大手の事業者ほど、オープンデータを利活用する能力に欠ける。**にもかかわらずコストが同等であると、両者の不均衡が強化されてしまう**
  - 公的セクタ等の保有するデータの二次利用のルールは大部分がODDに規定されているが、ODDは指令であるため、加盟国法のハーモナイゼーションが十分に図られていない。特に、**費用周りの実務の違いが顕著である**

# Data ActからOne Data Actへ(各論)： 公的セクタ等の保有するデータの二次利用

- 簡素化の方法と影響(SWD15-16頁)
  - ODDとDGA第2章を統合することにより、統合的なルールとするとともに、一貫性のある定義を設ける
  - **対象に文書を加え、非デジタルデータも対象とする**
  - **DMA上のゲートキーパー等の大規模事業者への開示に際しては、より高額な費用を請求可能とする**
  - **ODDを規則化**することにより、国内法の実施手続を不要とする

# Data ActからOne Data Actへ(各論)： 仲介事業者の規律

- DGAに2つの類型が定められている
  - データ仲介サービス事業者(第3章)
  - データ利他主義組織(第4章)
- 解決すべき問題とチャンスの分析(SWD9-11頁)
  - 期待されていたほど**データ共有を促進できていない**。100～150の予想に反し、27しか登録されていない
  - データ仲介サービス事業者の**市場は未成熟かつ認知されていない**
  - 負担となったり、ビジネスモデルの維持に負荷が生じたりする条項がある。中立性や利用者の信頼は不可欠であるものの、委託・国境を越えての分析の禁止は、イノベーションを阻害し、商業的利用可能性を制約するとの意見がある
- 簡素化の方法と影響(SWD17-20頁)
  - **データ仲介サービス事業者の登録の強制を任意に変更**する
  - データ利他主義組織に関し、加盟国別のルールを定める義務等の非効率な条項や、過度に負担となるおそれのある条項については、廃止する
  - データ仲介サービス事業者について、**同一法人にて別サービスを提供できるようにする**

# Data ActからOne Data Actへ(各論)： データ法の規律の改正

項目	概要
①営業秘密を理由としてデータの開示を拒絶できる場合の拡張	<ul style="list-style-type: none"><li>コネクテッド製品等が生成したデータへのアクセス・移転要求に対し、例外的にデータの開示を拒絶できる場合として、第三国又はその支配下にある事業者（EU 域内で利用可能な保護水準よりも低い保護水準の法域に属するもの）によるデータの違法な取得・使用等のリスクが高い場合を追加（第2章、4条・5条関連）</li></ul>
②公的機関へのデータ開示を強制される場面の縮減	<ul style="list-style-type: none"><li>公的機関が民間事業者保有のデータの開示を要求できる場合につき、「例外的な必要性」の要件を、「公共の緊急事態」に縮減（第5章、14条・15条関連）</li></ul>
③データ処理サービス（クラウドサービス等）の規律の緩和	<ul style="list-style-type: none"><li>EU データ法適用開始以前に締結された契約に基づくデータ処理サービスの提供につき、一定の条件の下で適用除外要件を拡大（第6章、31条関連）</li></ul>
④スマートコントラクトに係る規律の廃止	<ul style="list-style-type: none"><li>スマートコントラクトの提供者が遵守すべき必須要件を削除（第7章、36条関連）</li></ul>

# Data ActからOne Data Actへ(各論)： 営業秘密を理由とする開示拒絶事由拡張

- EU域内と営業秘密保護法制の水準が同等ではない第三国の事業体又はその直接若しくは間接の支配下にあるEU域内に拠点を有する事業体にデータを共有する場合も、データ共有の拒絶事由として明記する提案がなされている
  - 営業秘密保護法制の水準の同等性については、理論上第三国の法的枠組みが堅固であるか、EUのルールを上回るものであったとしても、実際には適切な執行に欠ける場合をも対象(前文(11))。
  - 開示を拒否する根拠の立証にあたっては、データ保有者は、**不十分又は不適切な法的基準、不十分又は恣意的な執行、過去の侵害事例、EU法と抵触する外国開示義務、EU域内事業体に対する法的救済手段の制限、競合他社を弱体化させるための手続的戦術の戦略的悪用、不当な政治的影響力**等の要素を考慮し得るとされる。また、第三国又は第三国に所在する事業体の営業秘密の保護水準に関する全面的な分析又は実証を要求されるべきではないとされる一方で、第三国全体に対して体系的又は一般化して適用されるべきではなく、**各事例の具体的な状況に応じて明確で比例的かつ個別に対応すべき**とされる(前文(12))。
- **実務対応としては、想定シナリオを踏まえ、開示の拒絶に備えた海外法制の検討を行うべきかについて、要検討**

# Data ActからOne Data Actへ(各論)： 優遇対象となる中小事業者の範囲の拡大

- 解決すべき問題とチャンス分析(SWD12頁)
  - 委託調査研究によれば、大きな企業の方が、オープンデータをより頻繁に二次利用し、活用できている
- 簡素化の方法と影響(SWD28-31頁)
  - 以下の規定について、優遇対象となる中小事業者の範囲をSMEsからSMCsに拡大
    - (DGA関連)加盟国による、①保護されたデータベースを構成するデータの安価な二次利用の提供、及び、②国別の単一の情報ポイントにおける簡素な情報チャネルの設立の可能性
    - (ODD関連)無償での文書の提供及び、必要な場合において限界費用が原則となること
    - 高価値データセットの識別と、社会的・経済的な影響の評価の際のSMEsの特則をSMCsに拡大

# Data ActからOne Data Actへ(各論)： ガバメントアクセスへの対抗

- 個人データ：GDPR48条
  - **管理者又は処理者**に対して**個人データ**の移転又は開示を命ずる第三国の裁判所若しくは法廷の判決及び公的機関の決定は、本章による移転のための別の法的根拠を妨げることなく、いかなる態様によるにせよ、司法共助条約のような要請元である第三国とEU又は加盟国との間で有効な国際合意に基づく場合においてのみ、認められるか又は執行力を有することができる。
- 非個人データ・DGA関係者：DGA32条
  - 第三国の裁判所…の決定又は判決、並びに第三国の行政当局の決定であって、**公共部門機関、第II章に基づきデータの二次利用権が付与された自然人若しくは法人、データ仲介サービス提供者又は認定データ利他主義組織**に対し、本規則の適用範囲内でEU域内に保持される**非個人データ**の移転又はアクセス提供を命じる決定は、当該第三国と連合との間で効力を有する国際協定(司法共助条約等又は当該第三国と加盟国との間の同様の協定に基づく場合に限り、いかなる方法においても承認され、又は執行可能となる。
- 非個人データ・データ処理サービス提供者：DA32条
  - 第三国の裁判所…の決定又は判決、並びに第三国の行政当局の決定であって、**データ処理サービスの提供者**に対し、本規則の適用範囲に属する**非個人データ**をEU域内に保持している場合、当該データの移転又はアクセスを要求する者は、当該要求を行う第三国と欧州連合との間で効力を有する国際協定(司法共助条約等)又は当該要求を行う第三国と加盟国との間の同様の協定に基づく場合に限り、いかなる方法においても承認され、又は執行可能となる。

# Data ActからOne Data Actへ(各論)： ガバメントアクセスへの対抗(続き)

- 非個人データ・データ処理サービス提供者：DA32条(再掲)
  - 第三国の裁判所…の決定又は判決、並びに第三国の行政当局の決定であって、**データ処理サービスの提供者**に対し、本規則の適用範囲に属する**非個人データ**をEU域内に保持している場合、当該データの移転又はアクセスを要求する者は、当該要求を行う第三国とEUとの間で効力を有する国際協定(司法共助条約等)又は当該要求を行う第三国と加盟国との間の同様の協定に基づく場合に限り、いかなる方法においても承認され、又は執行可能となる。
- 非個人データ・従前のDGAとDAの双方の対象者：One Data Act 32条
  - 第三国の裁判所…の決定又は判決、並びに第三国の行政当局の決定であって、**データ処理サービスの提供者、第VIIc章第3節に従いデータ又は文書を提供する公的機関、第VIIc章第3節に従いデータ又は文書の二次利用権が付与された自然人若しくは法人、データ仲介サービス提供者、又は認定データ利他主義組織**に対し、本規則の適用範囲に属する**非個人データ**をEU域内に保管している場合、当該非個人データの移転又はアクセス提供を命じる決定又は判断は、当該決定又は判断が、要請国である第三国とEUとの間で効力を有する国際協定(司法共助条約等)又は要請国である第三国と加盟国との間の同様の協定に基づく場合に限り、いかなる方法においても承認され、又は執行可能となる。

# Data ActからOne Data Actへ： データ法の成立前からの経緯の振り返り

- 2017年の「欧州データ経済の構築」とStaff Working Document
  - データの二次利用が起こりにくい旨の調査結果等も参照した上で、現実にデータ共有が限定的とされた
  - data producer's rightという排他的支配権付与の提案は、データ流通を妨げるものとして批判された
- 2018年：**非個人データの流通に関する規則**が成立(2019年発効)
- 2019年：公共部門情報(PSI)二次利用指令の改正により、**オープンデータ指令**成立
- 2019年にティエリ・ブレトンが担当委員になってから、データが政策の前面に打ち出されるように(注1)
- 2020年の「欧州データ戦略」、2020年11月**データガバナンス法**提案(2022年発効)
- 2022年2月の**データ法案**(2024年発効)
  - 原則として、契約での規律を想定。競争法の規律では解決できない市場の失敗がある場合のみ、FRANDベースでのセクター別のデータへのアクセス権を認める方針
  - パブリックコンサルテーションにおいて、2018年の任意のデータ共有の方針では、データ共有の不十分な状況が十分に解決されなかったことが明らかに
  - データ法の提案時に強制データ開放へ。影響評価において、コンサルテーションに参加した75%の事業者がデータへのアクセスの困難を経験しているとされた
  - コネクテッド製品の利用者が、当該製品が生成するデータを保有する者に対して、当該データへのアクセスと第三者への移転を要求できる、法律に基づく強制的なデータの開放が規定される
  - 欧州委員会において従前より検討されていた様々な論点が、データ法に組み込まれたとされる(注1)
- 2025年11月：デジタルオムニバスにより、**One Data Act**へ
  - データ法制の組み直しと評価できるか。特に、営業秘密保護との調整、B2Gデータ共有のスコープは、成立前も議論あり

(注1) JOHANNES NIKLAS HOLTZ, THE EU DAT ACT AND POLICYMAKING IN THE EUROPEAN UNION (2025) Chapter 4.

# Data ActからOne Data Actへ： EUのデータ(+公的機関保有の文書)法制

- EUのデータ法制の全体像
  - データ法がEUにおけるデータ全般に関する規律を定める
  - 個人データについてはGDPRが優先して適用される
- データ、個人データ、非個人データ
  - データ(DA2条(1))：行為、事実又は情報を**デジタルに表現したもの**及びそのような行為、事実又は情報の編集物を意味し、音声、視覚又は視聴覚録音の形式を含む。
  - 個人データ(DA2条(3))：規則(EU)2016/6794 条1項に定義される個人データを意味する。
  - 非個人データ(DA2条(4))：個人データ以外のデータを意味する。
- なお、個人データは、デジタル表現に限られない
  - 個人データ(GDPR4条(1))：識別された自然人又は識別可能な自然人(データ主体)に関する**情報**を意味する。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別され得る者をいう。

# 仲介事業者の規律に関する日本の検討

- 官民データ利活用推進基本法7条に基づく法政上の措置等としてデータ利活用の具体的施策を措置  
⇒デジタル行政推進法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律)の一部改正

## データ利活用の促進のための法整備について



### デジタル行政推進法の一部改正

- デジタル庁の司令塔機能を具体化するため、デジタル行政推進法を改正し、下記の措置を講じる。
  - ① 指針の策定
    - 国の保有するデータを活用して行う事業について、指針を策定。
    - 重点分野や、データの安全管理その他の重要事項 (ガバナンス、セキュリティの在り方、標準化、トラスト等を想定) の基本的な方向性を示す。
  - ② 事業計画の認定
    - 事業者が、指針の方向性に沿って、国の保有するデータ(※1)を活用した事業を行う場合には、当該事業計画について、国による認定を受けられるようにする(※2・3)。
    - ※1 保有データの種類・属性については広く認めることを想定。
    - ※2 複数事業者による共同事業のほか、一の事業者による活用も可能。
    - ※3 計画認定時における情報セキュリティ面からの協力等を行うため、情報処理促進法を改正し、情報処理推進機構 (IPA) に係る規定を整備。
- 認定を受けた事業者のメリットは以下のとおり。
  - (a) 当該事業におけるデータガバナンスやデータセキュリティ等が指針に照らして適切であることについて確認。
  - (b) 認定に際し、個人情報保護法上の適切性について個人情報委が迅速に確認 (事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能)。
  - (c) 認定に際し、事業に関係する法令上の適切性等について関係行政機関と調整 (事前に不安を払拭した上での事業の実施が可能)。  
⇒ デジタル庁が当該事業の実施における法令上の懸念をワンストップで各省庁に確認することで事業者の負担を軽減。
  - (d) 国等に対し、当該事業に必要なデータの提供を求めることができる。
  - (e) 当該事業の実施に当たってのデータの安全管理に関して、IPAから必要な支援。
- ※その他、認定事業として対外的な周知等による信頼性の確保・事業実施の円滑化等が期待される。
- その他、国と自治体等による公的基礎情報データベースの共同整備等に係る金銭の保管に係る規定等を整備。

(出典)内閣官房デジタル行財政改革会議事務局「データ利活用の推進に係る制度整備の検討状況について(事務局提出資料)」(令和8年1月27日)([link](#))

# データ共有の促進に向けて～EUでの議論を参考に

- データの特性<sup>(注1)</sup>
  - 複数の者が利用可、かつ、摩耗しない。他方で、集積するほどその価値が高まる性質を有しているため、データの収集が間接的なネットワーク効果を生じさせ、市場の集中を招きやすい
  - データ共有は、イノベーションを促進し、新たな者の市場参入を容易にする
  - 一方で、データ保有者は、技術的・契約的手段によって第三者によるデータへのアクセスを排除できるため、データ共有を望まないデータ保有者によって、イノベーション促進・市場参入が阻まれる
- 二次利用・共有<sup>(注2)</sup>
  - **範囲の経済性**の拡大：**データの強制開放**に係る規律の必要性
  - データの**統合の側面での規模と範囲の経済性**の拡大：**データを統合する仲介者**の規律の必要性
  - プライバシー・営業秘密のような権利は、社会の利益と衝突。全体最適をどのように実現するか
  - 上記経済性の一部をマネタイズでき、かつ、その一部をデータ提供者に還元できる場合には、データプーリングへのインセンティブあり。それが難しい場合には、強制的なデータプールが必要

(注1) Marco Botta, *Data-Sharing Compensation Analysis of the Emerging EU Data Sharing Acquis*, in LAURA ZOBOLI & MACIEJ BERNATT, DATA SHARING REGULATION IN EUROPE (2025) 104, 116-122

(注2) Bertin Martens, *An Institutional Economic Approach to Data Spaces as Data Market Intermediaries* (2024)

# データ共有の促進に向けて～EUでの議論を参考に

- データ共有の障害：技術的障害、市場の失敗、トラストの欠如<sup>(注1)</sup>
  - 技術的障害：セクター別のアドホックな解決手法が適しているため、セクター横断で規制を設けるのではなく、分野別のデータスペースの枠組みでの解決を目指す
    - 相互運用可能性、適合性、セキュリティ
  - 市場の失敗：
    - 既存の事業者によるデータの独占：強制的なデータの開放により解決を目指す
    - データ共有に際して不公平で差別的な条件を課すインセンティブあり：対価の公正により解決を目指す
    - 取引コスト/情報の非対称性：分野別のデータスペースの枠組みや、セクター別の規制による解決を目指す
  - トラストの欠如：
    - 経験不足：データ共有の広がりによって解決
    - レピュテーションリスク：データ共有のメリットの説明により、リスクへの懸念を低減
    - 法的な不安定性：適切な規制。セクター横断型の規制
    - 法的な懸念：適切な規制

(注1) Marco Botta, *Data-Sharing Compensation Analysis of the Emerging EU Data Sharing Acquis*, in LAURA ZOBOLI & MACIEJ BERNATT, DATA SHARING REGULATION IN EUROPE (2025) 104, 116-122

# データ共有の促進に向けて～EUでの議論を参考に

- 共有場面ごとに検討する必要性(**Business(B)**は**Consumer(C)**と入れ替わり得る)：開放強制の理由と、対価の考え方に影響<sup>(注1)</sup>
  - B2B共有
  - B2G共有
  - G2B共有(オープンデータ、その他保護データ)
  - G2G共有
- 小規模事業者の特例(EUは、**SMEs**から**SMCs**に範囲を拡大)
  - 規制の適用免除
  - 料金等の優遇(又は大企業に追加負担)
  - データ法制の外での支援 等
- 営業秘密の保護とのバランス<sup>(注2)</sup>
  - データの強制開放の範囲と提供先の特性を考慮
  - 他方で、データ法の下での強制開放の範囲が狭いという意見もある
  - そもそも、データ自体を共有せずに、秘密計算等の技術を用いて分析結果だけを得られないか？
- 法律とソフトウェアの分担<sup>(注3, 4, 5)</sup>
  - 非個人データの利用には契約上の根拠が必要とすることにより、契約関係を明確化
  - 公正なモデル条項が契約のあるべき方向性を規律
  - 公正取引条項による公正性確保

(注1) Marco Botta, Data-Sharing Compensation Analysis of the Emerging EU Data Sharing Acquis, in Laura Zoboli & Maciej Bernatt, Data Sharing Regulation in Europe (2025)

(注2) 石川智也「EUデータ法の下でのデータへのアクセス権と営業秘密保護の調和および日本のデータ利活用法制への示唆」情報ネットワーク・ローレビュー24巻(2025)45-65 ([link](#))

(注3) 石川智也「EUデータ法の下での非個人データの利用に関する権利の規律と日本法への示唆」ネットワーク法学会(2025)発表予稿資料

(注4) Sebastian Lohsse, et. al, *The Data Act – A Cornerstone for the European Data Economy*, in SEBASTIAN LOHSSE, ET. AL (EDS.), PRIVATE LAW AND THE DATA ACT (2024) 23.

(注5) Yannic Duller, DATA ACCESS AND PORTABILITY A TAXONOMY OF EUROPEAN DATA RIGHTS (2025) 259-260.